

地域の支え合いによる「除排雪活動」を応援します！

令和7年度【地域の支え合いによる除排雪事業費補助金】募集

地域住民で支え合いながら雪対策を行う団体へ、市がその活動を支援するために補助金を交付します。

補助
金額
(上限)

10万円

※千円未満は切り捨て

※補助対象経費に該当する費用のみ

※審査結果や予算の都合上、申請額から減額される場合があります。

申請書の提出締切

令和 **7** 年 **11** 月 **4** 日 (火) (期限厳守)

※ 必ず「申請の手引き」を確認いただいた上で申請してください。

募集内容



【補助対象者】

コミセン、町内会、隣組など、地域住民で組織する団体

※団体であれば規模を問いませんが、概ね5人以上で組織してください。

※原則は集落や地区内の住民で組織していただくようお願いしておりますが、地域での話し合いに出席し、ボランティア保険に加入した上で除排雪活動等に参加するのであれば、地区外の方が組織に所属して活動することを認めます。

【対象となる事業】

補助対象者が地域内で地域住民を対象に行う、地域内の助け合いによる除排雪体制の整備のための事業

【対象事業の例】

- ・ 地域の高齢者宅を中心とした除排雪作業（間口除雪、屋根雪下ろし）の実施
- ・ 雪処理の担い手育成のための講習会の開催（安全な雪下ろし講習会等）
- ・ 除雪作業の安全対策の整備（命綱・はしごの購入・貸出、注意喚起チラシ作成）
- ・ 通学路や生活道路の幅出し など

※同一事業で、本市から他の補助金の交付を受けている場合は、併用することはできません。

【補助対象経費】

- ・ 燃料費・機械管理費 ⇒ 除雪機使用時、1回当たり一律700円補助（除雪機等の燃料代、シャーボルト交換等の軽微な修繕にかかる費用）
- ・ 事務経費（会議等のお茶代、事務用品の購入費、印刷費、郵送料等）
- ・ ボランティア活動保険料（加入必須）
- ・ 事業実施に必要な経費（外部講師の謝礼や交通費、除雪機等のレンタル料、除雪道具の購入費等）

※人件費や除雪機等の定期点検代、除雪機等高額な物品の購入等は対象外です。詳細は「申請の手引き」をご確認ください。

【申請の手引き】

下記問合せ先で配布しているほか、市ホームページでもご確認ください。

【米沢市ホームページ】

<https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/soshiki/2/1008/1/8257.html>



【問い合わせ先】

米沢市役所 企画調整部 コミュニティ推進課 コミュニティ推進担当
電話 22-5111（内線2854）

事業の流れ

ステップ	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①地域での話し合い							
②補助金交付申請							
③事業の実施							
④地域での振り返り							
⑤実績報告							
⑥補助金交付							

①



地域での話し合い

10月初旬～10月下旬

現状と課題（良いところ、足りないところ）を地域で話し合いましょう。

②



交付申請

11月4日（火）まで

話し合いをもとに必要書類を用意し、事業開始前に市に申請してください。

③



事業の実施

交付決定後～翌年3月末まで

交付決定通知後に事業を実施してください。

④



地域での振り返り

3月中旬

事業実施後、良かった点、反省点などを話し合いましょう。

⑤



実績報告

3月31日（火）まで

振り返りをもとに必要書類を用意し、3月31日（火）まで市に報告してください。

⑥



補助金交付

3月末～4月上旬

実績報告の確認後、補助金を団体の指定口座に振り込みます。